

知っていますか？“寄附金控除”

天風会の「年間賛助費」並びに「寄附金」は、税法に定める特定寄附金として、個人所得税、法人税の控除が受けられます。

一例として年間賛助費 33,000 円をご納入の方が「税額控除」制度をご利用になると、最大で 12,400 円の還付金をうけることができます。

個人の所得税については、「所得控除」と「税額控除」を選択することが可能です。控除額の違いは以下の通りです。

1. 【所得控除】

次の算式により算出された額が、所得から控除されます。

$$\text{寄附金額※1} - 2,000 \text{円} = \text{控除額}$$

※1 年間所得金額の 40%が限度となります。

2. 【税額控除】

次の算式により算出された額が、所得税から控除されます。

$$(\text{寄附金額※2} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除額※3}$$

※2 年間所得金額の 40%が限度となります。

※3 控除額は、所得税額の 25%が限度となります。

★所得控除と税額控除における還付額の比較（*あくまで参考です）

課税所得金額	300 万円	500 万円	700 万円	1,000 万円	1,500 万円
寄附額 33,000 円の場合	還 付 額 の 目 安				
所 得 控 除	3,100 円	6,200 円	7,130 円	10,230 円	10,230 円
税 額 控 除	12,400 円	12,400 円	12,400 円	12,400 円	12,400 円

*寄附金控除を受けるためには、寄附者による【確定申告】が必要です。

*確定申告の際には、更新時に当会よりお送りした「寄附金受領証明書」と「税額控除に係る証明書の写し」の添付が必要となります。

また、特定寄附金を支出した翌年の 1 月 1 日現在、東京都に在住の方は、申告により、個人都民税額から基本控除額に相当する額が控除されます。

寄附金控除制度の詳細及び法人による寄附金の損金算入につきましては、所轄の税務署へお問い合わせください。